

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の区分について

- I.大規模な地震の震動及び衝撃に対して崩壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II.大規模な地震の震動及び衝撃に対して崩壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III.大規模な地震の震動及び衝撃に対して崩壊し、又は崩壊する危険性が低い。

いずれの区分に該当に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性は、耐震診断の結果により算出された耐震指標値等を耐震診断の方法に対応する附表に照らし合わせることにより、上記のⅠ、Ⅱ又はⅢに区分されます。